

白浜町規則第26号

白浜町白良浜等喫煙及びごみ等のポイ捨て禁止条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、白浜町白良浜等喫煙及びごみ等のポイ捨て禁止条例（平成20年白浜町条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(命令)

第3条 条例第11条の規定による命令は、次に掲げる事項を記載した命令書（別記様式）により行うものとする。ただし、違反を現認し、その場で違反者に対し命令を行う必要があるとき、違反者がその住所、氏名等を明らかにしないとき、又はその他やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 条例第6条、第7条又は第8条に違反する行為を確認した日時及び場所
- (2) 捨てたごみ等の種類及び量
- (3) 命令の年月日及び履行期限
- (4) その他町長が必要と認める事項

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行規則)

1 この規則は、令和8年5月3日から施行する。

(適用区分)

2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後にした行為について適用し、同日前にした行為については、なお従前の方法による。